

●給与上手くんα ProII Version 13.103

●給与上手くんαクラウド ProII・給与上手くんαクラウド SE ProII Version 13.103

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 登録・導入

➤ 翌年更新（翌月更新）

①令和5年への翌年更新処理において、平成27年以前からのマスターに登録されている非居住者に該当しない扶養親族があり、そのマスターを令和5年に翌年更新すると、非居住者要件欄の“30歳未満、70歳以上”項目に☑が付いたり、前年非居住者欄がオレンジ色になってしまうケースがあったのを修正しました。

《該当する扶養親族の条件・ケース》

1.平成27年以前に登録した令和5年で30歳以上70歳未満の年齢で非居住者に該当しない扶養親族

→扶養情報①画面で前年非居住者と色付きで表示されます。

（翌年更新直後に配扶養区分が「一般」→「対象外」になる扶養がいることを表示）

2.平成27年以前に登録した令和5年で30歳未満又は70歳以上の年齢で非居住者に該当しない扶養親族

→扶養情報①画面で非居住者要件「30歳未満、70歳以上」にチェックが付いています。

（源泉徴収票、扶養控除申告書に非居住者として出力されます。）

※平成28年分以降のプログラムで登録された扶養親族については、令和5年に翌年更新しても当現象は起こりません。

●令和5年への更新する場合は、当バージョンのプログラムをインストールしてから更新を行うようにお願い致します。

《既に令和5年へ更新されている場合》

上記の状態は、翌年更新後に手動で非居住者要件にチェックを入れた場合と同じ状態になっているため、既に翌年更新を行ったマスターへのプログラム対応ができない状況です。

大変申し訳ありませんが「扶養情報リスト」で、扶養区分・要件の確認を行い、必要に応じて変更してください。

《確認方法》

令和5年マスターで『年末調整』-3.出力処理(年調関係)-『37.扶養情報リスト』にて、出力オプション「控除対象外の人も出力する」「非居住者の親族を有する社員のみ出力する」にチェックを付けて出力すると、非居住者欄に「要件未設定」又は「30歳未満、70歳以上」が出力されます。

又、既に令和5年分に翌年更新を行い1月分のデータ入力していない場合、令和5年分マスターを削除後、当修正プログラムをインストールして、過年度の令和4年分マスターを再度翌年更新してご使用することも可能です。

注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

※上手くんαシリーズは Windows8.1 及び SQL Server 2012 において、2023年1月10日をもってサポートを終了させていただきます。期日以降に提供しますプログラムは、Windows8.1 及び SQL Server2012 搭載機にはインストール不可となります。

以上